

《令和元年度 発達支援相談事業計画》

1. 早期発見、早期フォロー支援体制の継続

発達上の課題や支援の必要性を見極め、早期に発達支援につなげられるよう専門相談事業を展開します。

個別状況に応じて、児童発達支援事業や医療へのつなぎをスムーズに行います。
関係機関と連携して支援の充実を図ります。

- 実施間隔や訪問等、状況に合わせた発達支援相談を行います
- 「遊びの教室」を通じて、具体的な親子遊びを介して発達支援を行い、保護者交流も行います。
- 母子保健事業との連携により、早期発見、早期フォローを行います
- 安心して子育てが出来るように、保護者の育児支援を行います

2. 児童発達支援事業の体制整備

関係機関との連携を密にしながら、児童発達支援事業対象児の把握に努め、受け入れ体制を整備していきます。

子ども発達・療育支援輸送事業について、利用状況の推移を確認しながら、検討していきます。

3. 保育所・幼稚園巡回相談事業と学童期への連携の継続

集団活動の中で児童の成長や保育職員のスキルアップが図れるような支援を行います。

相談事業を利用している児童について入学時に学校連携を行い、学校での過ごしがスムーズに移行できるように努めます。

- 保育所・幼稚園巡回事業で個別ケース支援や運動プログラムを継続し、発達支援や保育の充実につなげます
- 発達支援相談を利用している児童の入学時に、スムーズな移行が出来、入学後も成長に合わせた支援が受けられるように学校連携を行います
- 関係機関と連携しながら、支援ファイル及び移行支援シートの活用を広げていきます

4. 就学後の支援体制の継続

子育て発達支援センターの周知を行うとともに、学校訪問・放課後等デイサービス事業・放課後児童クラブ・医療機関・スクールカウンセラー・計画相談事業所など、ケースを通じて連携を図ります。

- 児童の成長に応じて、就学後も引き続き発達支援相談事業を継続していきます
- 作業療法士・心理士による小・中学校訪問を行います
- 関係機関と連携を図り、児童の発達支援や家族全体を見つめた支援を行っていきます